こ健増第１６６２号
令和８年１０月３０日

各指定自立支援医療機関（精神通院医療）　御中

京都市こころの健康増進センター相談援助課長
（担当：精神手帳担当　井上、住友　℡：075-314-0355）

令和８年度指定自立支援医療機関（精神通院医療）に係る自己点検の実施について

日頃は、本市障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、指定自立支援医療機関を指定していますが、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、その状況を把握する必要があります。

つきましては、各指定自立支援医療機関において下記のとおり自己点検を実施いただき、今年度の点検結果を提出してください。

記

１　提出が必要な指定自立支援医療機関（精神通院医療）

所在地が、北区、東山区、山科区、下京区、南区にある指定自立支援医療機関

２　提出方法

以下のサイトにアクセスいただき、点検結果を令和８年１１月１６日（月）までに提出いただくようお願いいたします。（今年度からオンラインでの提出の取扱いを開始しました。）

https://ttzk.graffer.jp/city-kyoto/smart-apply/apply-procedure-alias/jikotenkenseishin

なお、オンラインでの提出が困難な場合は、京都市こころの健康増進センターホームページに掲載している自己点検票（精神通院医療）の様式（EXCEL）を使用して、郵送でご提出ください。

http://kyoto-kokoro.org/download/index.html
アクセス方法：京都市こころの健康増進センター　⇒　様式ダウンロード ⇒
自立支援医療機関（精神通院）自己点検票　⇒　自己点検票【共通】
郵送提出先：〒６０４－８８４５　京都市中京区壬生東高田町１番地の２０
京都市こころの健康増進センター相談援助課　精神手帳担当

３　その他

(1)　医療機関の名称、所在地等に変更があった場合は届出を行う必要があります。
　また、医療機関を廃止される場合は廃止届出書を提出してください。
　なお、今後自立支援医療を行わないために指定を辞退されたい場合は、辞退しようとする一月以上前に指定辞退申出書を提出していただく必要があります。

　様式を京都市こころの健康増進センターホームページに掲載していますので、該当される場合は御確認のうえ、手続をお願いいたします。

（http://kyoto-kokoro.org/download/index.html
アクセス方法：京都市こころの健康増進センター⇒ 様式ダウンロード ⇒
自立支援医療機関（精神通院）指定関係（医療機関用））

(2)　今年度以降、自己点検票の提出依頼につきましては、３年度周期といたしますが、毎年度、指定自立支援医療機関（精神通院医療）において自己点検を実施いただき、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化に努めていただきますようお願いいたします。